報告第27号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年2月17日提出

市川市長 大 久 保 博

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市入湯税条例及び市川市事業所税条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例(別紙)

## 理 由

平成28年度税制改正の大綱(平成27年12月24日閣議決定)において、平成28年1月1日からの一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、事業所税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市入湯税条例及び市川市事業所税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成27年12月28日

市川市長 大久保 博

市川市入湯税条例及び市川市事業所税条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第63号

市川市入湯税条例及び市川市事業所税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

市川市入湯税条例及び市川市事業所税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち市川市事業所税条例(昭和51年条例第22号)第13条第2項第1号の改正規定中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削り、「住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称」を「事務所又は事業所の所在地及び名称」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。